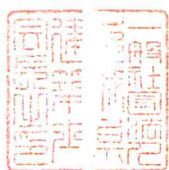


茨城県稲敷市空家等無料相談会実施に係る協定書



茨 城 県 稲 敷 市
茨 城 県 弁 護 士 会
茨 城 司 法 書 士 会
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
一般社団法人茨城県建築士会

稲敷市空家等無料相談会実施に係る協定書

茨城県稲敷市（以下「甲」という。）、茨城県弁護士会（以下「乙」という。）、茨城司法書士会（以下「丙」という。）、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「丁」という。）及び一般社団法人茨城県建築士会（以下「戊」という。）は、市内に存する空家等の所有者等からの当該空家等に対する相談について、甲、乙、丙、丁及び戊が連携、協力して対応することにより、当該空家等が管理不全な状態になることを予防し、周辺の住環境を維持し、空家等の利活用における地域活性化を図るため、稲敷市空家等無料相談会（以下「相談会」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙、丙、丁及び戊の協力を得て、相談会を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- （2）管理不全な状態 空家等が適正に管理されていないことにより、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。
- （3）所有者等 市内に存する空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- （4）相談員 乙、丙、丁及び戊の会員であり、乙、丙、丁及び戊が推薦した者をいう。

（相談会の業務）

第3条 相談会は、空家等の所有者を対象に、空家等の有効活用、管理、処分、相続その他空家等の所有者等が抱える問題に関する相談会とし、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）空家等の所有者等に対する相談
- （2）管理不全空家等の発生予防のための啓発
- （3）空家等の解消のための対策

(役割)

第4条 甲は、相談会を円滑に実施するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談会の開催日時の決定及び会場の確保並びに所有者等への広報及び募集
- (2) 相談会の受付
- (3) 相談会の開催に当たり必要な乙、丙、丁及び戊間の調整
- (4) 相談員の派遣人数の決定及び乙、丙、丁及び戊への要請

2 乙、丙、丁及び戊は、甲が相談会を実施する際は、各々の構成員の中から適切な相談員を選定し、甲に報告するものとする。

3 相談員は、空家等の所有者等から寄せられた相談内容について、専門的見地からの適切な助言又は提案等を行い、相談内容の解決に努めるものとする。

(報告)

第5条 相談員は、相談会における相談内容その他の必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。

2 甲は、相談会の参加人数及び結果を乙、丙、丁及び戊に報告するものとする。

(経費)

第6条 甲が各相談員に対して支弁する謝礼金は、日額15,000円とする。

(秘密の保持)

第7条 乙、丙、丁及び戊並びに相談員は、この協定に基づき知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(有効期間)

第8条 協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

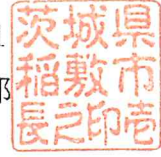
(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月16日

甲 茨城県稲敷市犬塚1570-1
茨城県稲敷市長 笥 信太郎



乙 茨城県水戸市大町2-2-75
茨城県弁護士会
会長 星野 学



丙 茨城県水戸市五軒町1-3-16
茨城司法書士会
会長 藤井里美



丁 茨城県水戸市金町3-1-3
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
会長 張替武敏



戊 茨城県水戸市笠原町978-30
一般社団法人茨城県建築士会
会長 柴和伸



